

平成29年4月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成29年4月7日(金)午後3時05分から午後4時49分まで
- 2 開催場所 大山町役場大山支所
- 3 出席委員 (25人)

会長	29番	中川 幸應		
委員	1番	尾崎 幹男	14番	大原 広巳
	2番	村上 茂夫	16番	馬田 雄一郎
	3番	川上 英章	17番	田中 祥二
	4番	入江 英之	19番	片山 良孝
	5番	岡田 幸正	20番	高見 昌治
	6番	田中 喬	21番	岸本 耕二
	7番	前田 繁昌	22番	笹津 文彦
	9番	枝谷 凱之	23番	黒見 憲治
	10番	片桐 研二	25番	遠藤 幸子
	11番	原 祥二郎	26番	吹野 正幸
	12番	伊澤 卓司	27番	森田 信也
	13番	徳永 健	28番	遠藤 光則
- 4 欠席委員(4人)(8番 岩波 宏承、15番、高虫 秀樹、18番 尾古 礼隆、24番 米澤 誠一)
- 5 議事録署名委員の決定 (13番 徳永 健、14番 大原 広巳)
- 6 会務報告(別紙)
- 7 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について
 - 議案第5号 大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の制定について
 - 議案第6号 大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の制定について
- 8 報告事項
 - (1) 賃貸借の解約について
 - (2) 農地法施行規則第32条第1項の届出について
 - (3) 電気事業者が行う農地の一時転用について
 - (4) その他

9 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 非農地通知について
- (3) 農業委員、農地利用最適化推進委員の公募について
- (4) その他

10 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
局長補佐	山下佳恵
事務補助員	山根江利子

11 会議の概要

事務局 それでは、議長のご挨拶で開会をしまいたいと思います。

議長 皆さん、こんにちは。本日は春の農作業の大変お忙しい中を、4月の大山町定例農業委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

また先月の3月21日、火曜日には、鳥取県農業会議の第12回の常設審議委員会が鳥取市末広温泉町の白兔会館の2階の大会議室にて開催されました。その審議委員会の審議事項としては、1、農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について、2、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について、を審議して全て承認となりました。続いて、協議報告事項として、1、畜産プラスター事業の概要と予算執行状況について、ということで協議報告事項があり閉会となりました。引き続いて、同日の午後から鳥取県農業会議の臨時総会の開催があり、議案としては、1、平成28年度収支予算の補正に関する件、2、平成29年度事業計画及び収支予算の設定に関する件が提案され審議して全て承認となりました。続いて、報告事項として、1、本会役員体制についての報告があり、鳥取県農業会議の会長の川上一郎様より、年度中途ではありますが、一身上の都合により勇退させて下さいという強い意思表示がありました。後任として、鳥取県農業農村担い手育成機構の理事長の上場重俊さんが兼任されるということで、新しく就任され挨拶がありました。以上、鳥取県農業会議の第12回の常設審議委員会並びに臨時総会の会議の報告を終わります。

つきましては、本日の定例会がスムーズに進行いたしますよう、委員全員の皆様のご協力をいただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、本日の出席者数ですが、8番委員さん、15番委員さん、18番委員さん、24番委員さんの4名が欠席ということでございます。本日は25名出席ということになります。大山町農業委員会会議規則第2章第5条によって、委員の過半数の出席にて本日の定例会の会議が成立したことを、ここに宣言をいたします。

続きまして、議事録署名委員の決定でございますが、13番委員さん、よろしく願いをいたします。それから14番委員さん、よろしく願いをいたします。

議長 続きまして、会務報告に入らせていただきます。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 【会務報告】

- (3月 6日) ・中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。
- (3月 8日) ・大山町営農協議会幹事会(第2回)について。
- (3月10日) ・3月委員会案件現地調査について。

- ・3月定例農業委員会について。
- (3月16日) ・大規模耕作者の貸借解約にかかる担い手会議について。
- (3月21日) ・第12回鳥取県農業会議常設審議委員会について。
- ・鳥取県農業会議臨時総会について。
- ・農林1課会計検査説明会について。
- (3月22日) ・第7回農地中間管理事業推進チーム会議について。
- (3月23日) ・大規模耕作者の貸借解約にかかる貸借希望者会議について。
- (3月24日) ・課税強化農地にかかる担い手機構協議について。
- (3月27日) ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。
- ・西部地区農業委員会会長協議会総会・研修会について。
- (3月28日) ・青年等就農計画認定審査会、農業経営改善認定審査会について。
- (3月29日) ・上場鳥取県農業会議会長就任祝賀会について。

議長 はい、ありがとうございました。会務報告が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので次に進めさせてもらってもいいでしょうか。

議長 5番の議事日程に入らせてもらいます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 失礼します。1ページになります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号25番、〇〇〇〇△△△△-△、譲渡人、〇〇府〇〇市〇〇〇町△△-△、□□□□さん、譲受人、〇〇△△△番地、◇◇◇さん、贈与と伺っております。番号26番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△△番地外1筆、譲渡人、上記と同じく□□□□さん、譲受人、〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で全体で※※※万円と伺っております。番号27番、〇〇〇〇△△△-△、譲渡人、〇〇市〇〇△丁目△△-△△、□□□□□さん、譲受人、〇〇△△△番地△、◇◇◇さん、売買で10a当たり※万円と伺っております。番号28番、〇〇〇〇△△△△外6筆、次のページにも亘っております。譲渡人が〇〇市〇〇△丁目△△-△△、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で田については10a当たり※※万円、畑については10a当たり※万円と伺っています。次のページに移ります。2ページの下の方です。番号29番、〇〇〇〇△△△-△外1筆、譲渡人、〇〇市〇〇△丁目△△-△△、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で10a当たり※※万円と伺っております。次のページの番号30番、土地の表示が〇〇〇〇△

△△-△、譲渡人が〇〇市〇〇町△△△△番地、□□□さん、譲受人が〇〇県〇〇市〇〇〇町△番△号、◇◇◇◇さん、売買で全体で※※万円と伺っております。31番、〇〇〇〇△△△△、譲渡人が〇〇△△△番地△△、□□□□さん、譲受人、〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で10a当たり※※万※千円と伺っております。以上です。

議長 はい、説明が終わりました。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。

25番、26番、31番について、6番委員さん、よろしくお願いします。

6番委員 はい。本日の午前中に、17番さんと4番さん、事務局2名と現地確認をしましたけども、農地として適正に処理されておりましたので何ら問題ないと考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号27番、28番、29番について17番さん、よろしくお願いいたします。

17番委員 17番です。午前中、現地確認に行っていました。27番、28番、29番、いずれも譲渡人が同一人物であります。約1町にわたるものを売買で譲り渡されたと、要するに離農のようではありますが、いずれの圃場も耕耘その他きちっと農地として管理してありました。農地として売買されるに何らクレームを付けるところがないことを確認してまいりました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号30番について、4番の委員さん、よろしくお願いします。

4番委員 はい、失礼します。午前中、見てまいりましたが、ここは前は荒れていたところですけども、去年から大分片付けていただきまして、農地として良い具合圃場が整備されましたので問題ないを確認してまいりました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明を終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。4ページをお開き下さい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第7条の規定により審議を求めます。

番号5番、土地の表示、〇〇〇〇△△△、申請人は〇〇△△△番地、■ ■ ■ ■ ■さん、転用目的及び施設の概要は、露店駐車場と伺っております。尚、位置

図が5ページから7ページに付けておりますのでご覧下さい。そして、この農地区分は300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で3種農地に該当します。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。番号5番について、6番委員さん、よろしくお願ひします。

6番委員 6番です。午前中にここを見てまいりましたけども、圃場整備もされていないような土地で、これを駐車場に使われるのは適当ではないかと思ひました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

26番委員 すみません。これのね、位置図はどれです。⑤の地図は、これですか。何も書いてないんですが、場所が。

事務局 丸が薄くて見難いかもかもしれませんが、5ページの右側の位置図でいいますと、〇〇の集落の少し上の三角のところに圃場がありますが、その位置になります。見難くて申し訳ありません。

26番委員 次回からは解るように表示しておいて下さい。

事務局 もう少し黒く表示をしたいと思ひます。

議長 その他、何かございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決に入りたいと思ひます。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい、では8ページからになります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで何か皆さんの方で質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので採決のほうに入らせていただきたいと思います。

番号322番と339番、346番を除いたもので採決したいと思います。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長

続きまして、6番さんの関係をしたいと思えます。

(6番委員、退室)

番号322番、339番、346番の採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(6番委員、入室)

議長

続きまして議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局

はい、失礼します。44ページ、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上です。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長

続きまして議案第5号、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の制定について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局

はい、失礼します。55ページからになります。

議案第5号、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の制定について。大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱を次のように定めたいので、大山町農業委員会規則(平成17年大山町農業委員会規則第1号)第17条の規定により議決を求めます。

次の右側から最適化推進委員さんの委嘱に関する要綱を載せております。全

ての条文を読むということまでは省略させていただきたいと思います。これを農業委員会で協議して承認いただく必要がある理由につきましては、まず農業委員さんについては、新しい制度では町長が公募して町長が議会の同意を得て選任をすると、町長が選ぶという形になっておりますが、この最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会が公募をして会長が委嘱をするという流れになっておりまして、その農業委員会が募集を掛ける最適化推進委員さんの公募の仕方あるいは応募の仕方、様式等を農業委員会に諮って承認をいただくということが必要なためということでございます。まず、推進委員さんには担当地区を定めております。大きくですが、次のページ56ページをご覧ください。別表と書いてありますが、これは2条の関係になります。担当区域及び人数ということで、既に農業委員さんと推進委員さんの定数条例につきましては、町の条例の方で制定をしております。15人ということになっております。この15人を中山地区5人、名和地区5人、大山地区5人と合わせて15人ということでそれぞれの地区で5人ずつ募集をするという形の要綱にしております。それから、この募集に応募する方法としては大きく三つの方法に分かれます。一つは自分で手を挙げて、ご自身で農業委員会が募集したものに応募するという方法。それから、あとの二つは、誰かの推薦を受けてその推薦人さんが推薦をする人を定めて推薦するという形、その誰かによって二つに分かれるということで、個人の推薦人さん3名連名で「誰々さんを推進委員に推薦します」という方式。それからもう一つが法人あるいは団体、これは任意団体、自治会等でもかまいません。団体が推薦委員さんを推薦するという形。大きく三つの形に分かれます。57ページ以降につきましては、その推薦の様式を定めたものです。57ページの上の真ん中処に「個人推薦用」と書いております。これは個人の方が3人連名で誰々さんを推進委員に推薦します、という時の様式ということになります。この推薦様式については、この議案の中では一枚のA3版にしておりますが、裏表ということになります。それから次の58ページ、これが法人あるいは団体が推薦する時の様式ということ。これについては推薦をする団体の方が誰々さんを推薦すると、推薦を受ける者というふうに書いてありますが、という時の様式ということになります。それから59ページが個人が自主的に応募される時の様式ということになります。大きくその三つに分かれるという事で、三つの様式を作っております。それから60ページには、その推薦をされる個人さん、あるいは団体の方と、それから右側には個人で応募される場合の同意書兼宣誓書というものを載せております。左側の被推薦者用で説明をいたしますと、これは個人あるいは団体から推薦を受けた方が推薦を受けることに同意をしておりますと、それからその推薦を受けた方に対して担当部所で色んなご本人さんの調査をすること等に同意をします、ということ。それから、農業委員さんや推進委員さんには応募出来ない方がいらっしゃいます。これは破産手続の開始の決定を受けてまだ復権されてない方とか、禁錮以上の刑に処せられて、まだ終わられてないような方、こういう方は推薦

を受けたり、ご自身で手を挙げることは出来ないということになっておりますので、そういう者ではないということを宣誓するというような様式になっております。左側が推薦を受けた場合のもの、右側がご自身で応募をされた場合の様式というように形になっております。ちなみにこれに関しましては、お手元にお配りをしております大山町農業委員農地利用最適化推進委員を募集します、というものを2ページ目以降から様式としてお配りをしております。今回、承認をいただくところいう様式で募集に応募していただくという流れになります。あと、細かい所はご質問にお答えしながらと思っておりますがよろしいでしょうか。

議長

はい、ありがとうございます。委嘱に関する要綱の制定についての説明がございました。何か皆さんの方で質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただいてもよろしいでしょうか。

議案第5号、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の制定について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長

続きまして議案第6号、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の制定について、を上程いたします。事務局の説明をよろしく願います。

事務局

はい。議案第6号、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の制定について。大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱を次のように定めたいので、大山町農業委員会規則（平成17年大山町農業委員会規則第1号）第17条の規定により議決を求めます。ということで、先程承認をいただきました募集の要綱に基づいて手を挙げられた方、定数は15名なわけですが、何人応募されるかは分からないということで、15人を超える場合もありますし、15人ぴったりのこともあるということでございます。あるいは定数に満たないということもありますが、定数に満たない場合は応募の期間を延長するというような手法を取るということにもなっておりますけれども、その応募された方、推薦された方を選考するにあたって選考委員会を設置して、その選考委員会の意見を基に新しい農業委員会で決定をいただくというための、その前段の選考委員会を設置するための要綱ということでございます。これは新しい農業委員さんが、61ページの右側の組織というところの第3条をご覧いただきたいと思っております。選考委員会は委員5人以内で組織するというようにしております。これについては農業委員さんの内から互選により選任をするというような形で選任をいただいて選考委員会を開いて、その結果を農業委員会に諮って最終決定していただくというための要綱ということでございます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。選考委員会の設置要綱の制定の説明が終わり

ました。ここで何か皆さんの方で質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただいてもよろしいでしょうか。

議案第6号、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の制定について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長

続きまして6番の報告事項に入らせていただきます。(1)の賃貸借の解約について、(2)農地法施行規則第32条第1項の届出について、(3)電気事業者が行う農地の一時転用について、は報告事項でございますので、後程見ていただければ結構かなと思います。

(4)番のその他に入ります。事務局で何かありますか。

事務局

ありません。

議長

皆さんの方で何かありますか。

(沈黙)

議長

ないようですので、7番のその他のほうに入らせていただきます。

(1)番、定例会の日程について、5月の10日、水曜日、午後3時から、場所はここの大山町役場大山支所の会議室にて開催をいたします。是非ともご参加をよろしくをお願いいたします。

議長

続きまして(2)番の非農地通知について、を事務局の説明をよろしく願いします。

事務局

【その他】

・非農地通知について。

議長

はい、ありがとうございます。非農地通知についての説明がございましたが、昨年は6役会で対応を検討しているということでございますので、この度も6役会を開催して検討させていただいたらと思いますのでよろしいでしょうか。

(はい、との声多数あり)

はい、よろしく願いします。

議長

続きまして(3)番の農業委員、農地利用最適化推進委員の公募について、を事務局の説明をよろしく願いします。

事務局

【その他】

・農業委員、農地利用最適化推進委員の公募について。

議長 はい。農業委員と農地利用最適化推進委員の公募について説明がございまして、4月11日から5月9日まで公募するというので、状況によっては延長もありますということでございました。今、説明があったとおり進めさせていただきますけれども結構でございますでしょうか。

(はい、との声あり)

はい、ありがとうございました。

23番委員 質問ちょっといいですか。

議長 はい。

23番委員 この公募の住民への周知は、ホームページ以外では何かされますか。

事務局 既に4月の「広報だいせん」これで一度周知はさせていただいております。応募の期間も4月11日から5月9日ということで。それと併せて、防災無線、このあたりでも募集を開始しましたというようなかたちで「詳しくは農業委員会」とかというようなかたちでの方法はしていきたいと思っております。それから、可能ならばということになります。集落への回覧、全戸配布ということにはなりません。班毎の回覧あたりはタイミングが合えばそういうところでも周知したいなというふうに思っております。

23番委員 はい。

議長 それ以外に何か質問がございませうでしょうか。

19番委員 すみません。ちょっと一つだけ。

議長 はい。

19番委員 推進委員と農業委員が公募するところは違うんですけども、片方は町ということなんですが、農業委員はオッケーだけでも推進委員は駄目だ、応募しないというような形になった場合はどうされるんでしょうかね。出てきたぶんについては、最初に町が推薦者の中から農業委員をピックアップして決めて、その下は推進委員にするということなんですかね。今の推薦方法は。

事務局 議長、いいでしょうか。

議長 はい。

事務局 ええとですね、推薦も個人で手挙げもどちらに手を挙げるかということをご自身で決めていただいて推薦をしてもらい、個人で手を挙げるということかたちです。ですので、6種類の様式があるということです。個人で手を挙げる場合には、自分は農業委員さんの応募用紙に記入されれば農業委員さんのほうで選考されます。推進委員さんの用紙で応募されれば推進委員さんの候補者として選考対象になるということです。推薦される場合にも、農業委員に推薦するのか推進委員に推薦するのかということになります。

19番委員 それは申込先は町にするわけですか。それとも農業委員は別に設けるということなんですか。最初に農業委員会に提出をして、その中から委員会と推進委員は分けるということなんですか。

事務局 いいえ。その応募の提出先は中山支所の農業委員会と農林水産課ということにしております。なので、農業委員さんに応募されたぶんは農林水産課のほう

で取りまとめをして町長部局のほうで選考委員会を開いて決定されると、推進委員さんのほうは事務局のほうに届いて最終的に農業委員会に諮ってというかたちになります。

19番委員 まあ、人数がね、ちょうど分かれるというわけにはなりませんよね。各地域からは推薦は出しておるんですけども。

事務局 ええ。ですので、そのために個人的に手を挙げられる方もいらっしゃると思いますので選考委員会を開くと。仮に15人の農業委員さんですけども、20人手が挙げたら、その推薦状況とか、その応募用紙の中に推薦を受ける方の自分の経歴を書く欄とかがございます。それから推薦者は何故この人を推薦するのかというようなことを書く欄がございます。あと、ご本人が農業委員になった場合にどういうことをやりたいかというようなことも書く欄がございます。非常に色々書く欄があるんですが、そういう部分を見ながら誰の推薦かというようなことも踏まえて選考委員会が選考する、場合によっては面接を行うような場合もあるというふうな記述もしております。そういう具合に公平に選んでいくというふうな形です。

19番委員 選考委員で選ぶということですね。オーバーしなければいいということ。オーバーする時とかあるいは足りない時とか。

事務局 先程も申し上げました。足りない場合は公募を延長いたします。それから定数を越えた応募者があった場合には、町長部局は要綱上は副町長をトップにして、副町長と総務課長、それから農林課長、それから農業委員会の事務局長、それから今の農業委員会からもというようなかたちで選考委員会を開いて町長にその選考結果をお伝えして、それが決定ではありません。それを参考にしながら町長が判断をされて、最終的に議会にかけて同意されるかどうかという流れになります。

議長 それ以外に何か。(挙手あり) はい、大原委員さん。

14番委員 14番です。男女の事は全く謳ってないので、男性でも女性でもいいという解釈だと思うんですけども、女性の農業委員を出さないけんという、何って言うんですか、男女共同参画の関係の配慮の一文が必要じゃないかと思うんですけども。どんなもんでしょう。

議長 そのへんは少し悩みました。ただし、これはですね、あくまでも誰でも同じ公平に手を挙げれるというようなものですので、女性を特に優遇しますとか、そういう書き方は当然出来ませんし、女性枠があるような誤解を招くような書きぶりは難しいじゃないかなという判断をいたしました。

14番委員 解りました。

議長 はい。(挙手あり) どうぞ。

11番委員 はい、11番です。これまで色々やり方に関して話があったんですけども、この方法も悪くはないんですけども、結局地域でね固まった場合振り落とすほど応募があればいいんだけど、例えば固まってしまった場合にはどうするんですか。農業委員、推進委員の業務ってのはね、大山町に点々とおったほうがや

り易いと思うんですよね。そのへんについて考えておられるんですかね。

事務局 それは農業委員さんに関してということですか。

11番委員 いいや。全てに関して、推進委員も。

事務局 推進委員さんは、そのために3地区に分けて5人ずつというふうに決めていただいたということです。農業委員は国の考え方というか、新しい農業委員会法では地区設定は出来ないということになっております、法律的に。全町で何人という募集の仕方しか出来ないと。名和地区で5人とか、大山地区で5人とかというようなことは出来ないということになっておりますので、全町で定数の15人を募集をするということしか出来ません。ただし、手を挙げられた方がですね、先程の選考委員会の中で地域性とかそういう部分も考慮しながら選考をされるのではないかとというふうに思っております。

11番委員 いっぱい出てきてね、振り落とす程出てくればいいんだけど、固まって出てきた時にはその人しか出来ないんで、例えば大山からいっぱい出てきて中山から出なかったということになると、その人たちが中山の面倒も見ないけんということで、農業委員の役割として円滑に業務がなされますか、ということ。

事務局 そのあたりがですね、今までどういう具合に大山町で農業委員さんや推進委員さんを選んでいこうかということをして1年前くらいから、色々と特別委員会を作って検討をしてもらいました、会長を筆頭に。そういう中で、法的なルールは絶対に守らなければならないということで、じゃあその中で、11番委員さんがおっしゃるようにきちんと地域をバランス良く農業委員さんを配置する方法はないかということで、色々と話をされて地域の中で推薦をして押し出すようなそういう気運を作っていこうというようなことで色々と今まで地域の中で今現在も色んな動きがあつとろうと思っておりますけども、そういう形で動きつとあると、この農業委員さんの改選についてですね、既に地域の中で色んな話し合いが行われているというようなところですよ。

議長 それ以外に何かありますか。

(沈黙)

ないようでしたら、公募についてはこれにて進めたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

その他、事務局で何か。

事務局 すみません。話がちょっとガラッと変わりますが、今ですね、農地台帳のシステムが全く新しいものに変ろうとしております。以前にも少しお話をしたと思いますが、全国農地ナビというものが、今、見れるようになっております。それが第二段階に移行するというようなお話まではさせていただいていたと思います。それがこの4月に佳境に入りたいもう第二ステージが大山町においても完成しつつあるという状況です。そうなりますと、その農地ナビで全国に同じ情報を全国の農業委員会が情報を提供することになりますと、同じシステムを使う必要があるというところから、今まで各市町村の農地台帳というのはシステムがバラバラでした。大山町は●●●というところのシステ

ムですし、◎◎◎◎という業者さんのシステムを使っているところとか、■の◆◆◆◆◆◆を使っているところとかバラバラで、台帳の様式もバラバラでした。これが全国の農業会議所が構築した農地台帳システムに一本化されると。そこで集中管理をして、そこから同じレベルの情報を農地ナビのほうで流していくということになりました。これは、もう否応なしにそうせざるを得ないというかたちになって、今まで準備をしてきました。それが、まだちょっと不具合があって大山町の場合は今現在それに切り替えはしておりませんが、もう近々切り替えるということになります。そういたしますと、この5月の定例会あたりに、この議案書の様式がガラッと変わるということが予想されます。新しい様式も私はまだ確認はしておりません。相当変わるということになると思います。5月に間に合うのかどうか、場合によっては6月からになるかもわかりませんが、そういう状況で次回あるいはその次から今までのような議案書の様式では全くないというようなことになるということをご承知いただきたいと思えます。以上です。

議長

はい。その他で皆さんの方で何かございますでしょうか。

(沈黙)

ないようでございますので、4月の大山町定例農業委員会を、これにて閉会といたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会長 中川 幸應

議事録署名委員 徳永 健

議事録署名委員 大原 広巳

: 備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。